

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 保税運送関係	第3章 保税運送関係
第1節 保税運送申告等	第1節 保税運送申告等
(システム処理対象外貨物)	(システム処理対象外貨物)
1-2 次に掲げる貨物の保税運送申告は、システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C-4000号）により行うことを求めるものとする。	1-2 次に掲げる貨物の保税運送申告は、システムによることなく、それぞれ「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（税関様式C-4000号）により行うことを求めるものとする。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 航空貨物	(2) 航空貨物
イ 検疫を要する貨物 関税法基本通達30-5(2)イのただし書に規定する検疫を必要とする生きている動物の指定検疫場所等への運送	イ 検疫を要する貨物 関税法基本通達30-5(2)イのただし書に規定する検疫を必要とする生きている動物の <u>運送又は一時持出しがされる要検疫貨物の指定検疫場所若しくは空港検疫所への運送</u>
ロ及びハ (省略)	ロ及びハ (同左)
第4章 輸出通関関係	第4章 輸出通関関係
第16節 知的財産関係	第16節 知的財産関係
(輸出申告に係る知的財産関連の通知の送信)	(輸出申告に係る知的財産関連の通知の送信)
16-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得(民間)」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。	16-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得(民間)」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。
イ～ハ (省略)	イ～ハ (同左)
三 (省略)	三 (同左)
ホ～フ (省略)	ホ～フ (同左)
コ 輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知（税関様式C-5664号）	コ 輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知（税関様式C-5664号）

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
号) エ～ユ (省略))) エ～ユ (同左)
第5章 輸入通関関係 第20節 知的財産関係	第5章 輸入通関関係 第20節 知的財産関係
(輸入申告に係る知的財産関連の通知の送信)	(輸入申告に係る知的財産関連の通知の送信)
20-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得（民間）」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。	20-1 知的財産関連手続が執られた場合において、通知を受領する権利者等が、「添付ファイル取得（民間）」業務を利用して税関からの通知の送信を希望する場合には、税関に対し指定する方法により申請を行うことを求めるものとする。登録完了後、税関において「添付ファイル送信登録」業務を行うことにより、権利者等に次に定める通知の送信に係る「添付ファイル送信情報」が配信される。
イ～ハ (省略)	イ～ハ (同左)
<u>三</u> (省略)	<u>二</u> (同左)
ホ～ス (省略)	ホ～ス (同左)